

平成30年2月27日
福島県災害対策課

内閣府協働による各火山ごとの避難計画の検討について

平成26年9月の御嶽山噴火災害等を踏まえ、平成27年12月に活火山法が改正され、「火山単位の統一的な避難計画」の策定が義務付けられ、県内3つの火山について、昨年10月より、内閣府の支援を受けて計画の検討を進めている。

1 内閣府との避難計画協働検討

内閣府では、平成28年度より各火山の避難計画の策定支援事業を実施し、内閣府職員及び内閣府が委託するコンサルタントの派遣を受け、県、市町村、気象台が連携して避難計画を検討している。

2 検討状況等

平成29年度は「火口周辺の登山者・観光客の避難計画」の策定を進めており、平成30年度は「融雪型火山泥流を想定した住民の避難計画」を検討する予定。現在の検討状況と、今後のスケジュールは以下のとおり。

【3山共通】

平成29年7月末	内閣府協働検討事業の採択決定
平成29年10月～ 平成30年2月	内閣府との協働検討を開始し、定期的に検討会を開催
平成30年2月27日	火山防災協議会開催 作成状況報告
平成30年3月	協議会委員に対し、書面による意見照会 意見反映、修正作業
平成30年5月頃	火山防災協議会での計画承認(火口周辺避難計画の策定)
平成30年度	県、市町村の地域防災計画を修正

※ 避難計画は、承認後直ちに広報し、夏～行楽シーズンでの実施につなげる。